

発議第7号

集团的自衛権行使容認に関して慎重審議を求める意見書（案）の提出について

集团的自衛権行使容認に関して慎重審議を求める意見書（案）を次のとおり提出しようとする。

平成26年6月25日提出

提出者 伊賀市議会議員

田中 覚

稲森 稔尚

百上 真奈

記

## 集団的自衛権行使容認に関して慎重審議を求める意見書（案）

政府内において集団的自衛権の行使を容認するための動きが加速されています。集団的自衛権とは、政府解釈によると「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って阻止する権利」であり、この間の歴代政権は「憲法上、集団的自衛権の行使は認められない」と国会で繰り返し公式見解としてきました。

憲法とこれまでの公式見解で集団的自衛権の行使を禁じてきたものを、主権者である国民の十分な合意形成と国権の最高機関である国会の慎重審議もない中で、時々の政権の判断により閣議決定という手法で憲法解釈を変更し、行使容認することは認めることはできません。また、憲法はいうまでもなく国家権力を規制する最高法規であり、安易な憲法解釈で変更が可能となるのであれば立憲主義の基本も危ぶまれます。

よって本市議会は、国会及び政府において、集団的自衛権行使に向けた政府の憲法解釈による容認を拙速に行うことなく、十分な国民的論議を尽くすことが必要であることから、下記の事項を強く求めます。

### 記

- 1 集団的自衛権行使容認に関する国会における論議については、慎重な審議を尽くすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年6月25日

三重県伊賀市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

外務大臣

法務大臣

防衛大臣

内閣法制局長官 宛